

高ヶ坂小学校 PTA 規約

令和7年 6月

*この規約は6年生まで使いますので、大切に保管してください。

第 1 条 (名称)

この会は、高ヶ坂小学校 PTA と呼び、事務所を高ヶ坂小学校に置く。

第 2 条 (目的)

この会は、子ども達の真の幸福を目指していく事を目的とする。

第 3 条 (会員資格)

この会の会員は、高ヶ坂小学校に在籍する児童の保護者、及び高ヶ坂小学校教職員が個人として参加する資格をもつ。

第 4 条 (会費)

この会の目的達成のため、会費として一世帯につき年額 1,500 円 (保険料を含む) を徴収する。

1. 途中入会者については、入会時より月額で 120 円を一括徴収する。
2. 途中転出者については、返却しない。

第 5 条 (会計)

この会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入によって賄う。

1. 経理は、総会で承認された予算に基づいて行う。
2. 決算は、会計監査を経て、翌年度初めの総会に提出され承認を受けるものとする。
3. この会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第 6 条 (役員)

全会員の中から、次の役員を決める。

- | | | |
|---------|--------|-------|
| (1) 会長 | (原則として | 1名) |
| (2) 副会長 | (| ” 3名) |
| (3) 書記 | (| ” 4名) |
| (4) 会計 | (| ” 2名) |

第 7 条 (役員会)

1. 役員会は、会長、副会長、書記、会計で構成される。
2. 役員会は、総会の議題を作成する。
3. 会長は、必要に応じ役員会を開き、運営委員会の招集、議題の整理などに当たる。
4. 役員会は、緊急事項に限り決定することができる。
5. 会長は、必要に応じて各委員長を招集することができる。
6. 町田市青少年健全育成町田東地区委員 (健全育成) (2名) を役員会付きとする。

第 8 条 (委員)

この会の目的達成のため、地区委員を選出する。

地区委員は、学区内を7の地区に分け、各地区は実情に合わせ、委員を選出する。

第 9 条 (地区委員会)

1. 地区委員会は、第8条により、選出された委員で構成され、以下の目的に沿った活動内容を決める。
 - 保護者の交流を図り、子ども達の校外生活が安全かつ充実したものとなるように努める。
 - 地区パトロールを行い、地域との連携を深め、より良い環境をつくるよう努める。
2. 地区委員会は互選により、委員長、副委員長、書記、会計を選出する。

第 10 条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、役員、地区委員によって構成される。
2. 委員会の活動を報告し、連絡調整を図り、必要に応じて議決を行う。
3. 各委員会活動方針以外の内容については、全会員の意見を問う。

第 11 条 (会計監査)

1. 教職員2名を選出する。
2. この会の会計を監査し結果を報告する。
3. 監査は、随時行うことができる。

第 12 条 (総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成する。
2. 定期総会は、年度初めに行う。
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は、会員の3分の1以上の要請により開くことができる。
4. 定期総会では、前年度の活動、会計の報告と承認、会計監査報告、新年度の活動計画と予算の承認、その他を議決する。
5. 総会は会員の2分1以上の出席（委任状を含む）で成立する。
6. 議決は、出席者過半数の同意を必要とする。但し、同一世帯の投票権は1票とする。
7. 前年度3月に卒業した児童の家庭に関しては、出席及び委任状の提出の必要はなく、総会の成立、議決に関する会員数としても定足数に入れないものとする。

第 13 条 (任期)

各役員、委員の任期は総会の承認から、次年度総会の退任までを原則とする。但し、再任は妨げない。

第 14 条 (規約改正)

この会の規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば、改廃することができる。

細 則

1. サークル方式

- (1) PTA 活動の目的に沿って、その活動内容を具体的に企画し主体性をもって運営する。
- (2) サークルは、運営委員会で報告し、必要に応じ運営委員会に手伝い、協力を要請することができる。
- (3) サークルの印刷物は、会長の許可を得て行う。
- (4) PTA 総会において、サークルを申請し、承認のあと活動を開始する。
- (5) 総会後のサークル申請については、運営委員会で承認を得る。
- (6) サークル予算は、運営委員会で申請し、承認を得る。

2. 慶 弔

会員の慶弔に関して、次のように定める。

- (1) 会員の死亡 金 5 千円
 - (2) 会員児童の死亡 金 5 千円
- その他、必要事項が発生した時は、役員会が決裁し、後日、運営委員会に報告する。

3. PTA 役員選出の手順について

毎年の運営委員会で話し合い、「PTA 役員選出の手順」に従って役員を選出する。

4. 運営委員会の開催数

運営委員会の開催数を年 4 回以上とする。円滑な PTA 活動のために、それを下回らない事とする。

付 則

1. この会の運営に必要な事項は細則で定める。
細則は、運営委員会において、運営委員の 3 分の 2 の賛成により、改正することができる。
2. この規約は、昭和 5 9 年 4 月 2 0 日から実施する。
 - ※平成 1 1 年 5 月 1 5 日 全面改正
 - ※平成 1 4 年 5 月 1 5 日 一部改正
 - ※平成 1 5 年 5 月 1 9 日 一部改正
 - ※平成 2 0 年 5 月 9 日 一部改正
 - ※平成 2 2 年 5 月 7 日 一部改正
 - ※平成 2 4 年 5 月 1 1 日 一部改正

- ※平成26年5月 9日 一部改正
- ※平成27年5月 8日 一部改正 (第13条)
- ※平成28年9月30日 細則5 追記
- ※令和4年11月15日 一部改正
- ※令和7年6月 18日 一部改正
細則 (PAT行事総合補償制度) 削除